

様式2-2

「夏の水都大阪ウィーク」に係る  
企画調整及び運営業務 質問と回答

令和6年5月14日

| 該当箇所         | 質問内容   | 回答   |
|--------------|--|--|
| 公募要領 P-7     | 企画提案書の書式について、A4 横片面制作での作成は、今回は認められないということでしょうか。  | 公募要領の指定のとおりで作成ください。  |
| 仕様書 P-1      | カッパ酒場イベントについて、複数の品目を販売する場合、合計100食以上の準備という認識で問題ないでしょうか。   | 100名分という認識であれば合計で構いません。                                    |
| 仕様書 P-2      | 昨年度に制作された同パンフレットのAi データを契約後提供いただくことは可能でしょうか。   | コンソーシアムではAi データを所有しておりません。                                 |
| 仕様書 P-2      | 夏の水都大阪情報パンフレット「涼み舟」の発行予定時期をご教示いただけますでしょうか。   | 7月上旬を予定しています。  |
| 説明会にて案内された事項 | 説明会にて飲食コンテンツの材料費について、本案件の契約金を充当することは出来ないとのことでしたが、カッパ酒場での販売物についても準備や売れなかった商品の保証に対して、契約金を充当することは可能でしょうか。 | 飲食店出店者の誘致に経費を支出することは問題ありませんが、材料費に直接経費を支出することはできません。        |
| 説明会にて案内された事項 | 上記質問が「不可」となった場合、出店者の営業補償は契約金の充当が可能でしょうか。   | 飲食店出店者の誘致に経費を支出することは問題ありませんが、売上不振時に営業補償として経費を支出することはできません。 |

※質問内容は、事務局で一部編集する場合があります。